

インドネシア進出企業の ビジネス法務実務 (入門編)

黒田法律事務所
黒田健二
ユリア・クスマ・ウルダニ

外国直接投資企業の設立手続

本稿では、外国直接投資企業 (Penanaman Modal Asing・PMA) 設立の際に必要な手続について取り上げます。

Q1 PMAの設立にあたり、取得しなければならない書類や許可にはどのようなものがありますか？

A1 第一に、投資承認通知書 (Surat Persetujuan Penanaman Modal Asing・SP-PMA) の取得が義務づけられています。これに加え、以下のものを取得する必要があります。

1. 限定輸入業者登録番号 (Angka Pengenal Importir Terbatas・API)
2. 恒久営業許可 (Izin Usaha Tetap・IUT)
3. 外国人労働者雇用計画 (Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing・RPTKA) に対する承認
4. 外国人労働者利用に関するビザ推薦状
5. 外国人労働許可
6. 資本財または原材料の輸入に

関する減税/免税措置、およびその他の財務上優遇措置の承認

7. 複数の州で労働に従事する外国人の雇用期間延長許可
8. 立地許可証
9. 土地に関する権利証
10. 建設許可 (Izin Mendirikan Bangunan・IMB)
11. 迷惑支障法に基づく許可 (Undang-Undang Gangguan/Hinder Ordanatie・UUG/HO)

Q2 SP-PMAの有効期限はありますか。有効期間内に投資活動が開始されない場合、どうなりますか？

A2 SP-PMAには有効期限がありません。SP-PMAの発行から3年の間に投資プロジェクトに関する具体的な活動が実施されない場合、SP-PMAを自動的に取り消されます。

具体的な活動とは、特に、以下の事項に関連する手続行為をいいます。

1. 用地の許可もしくは建物のリース契約 (特にサービス業のPMAの場合)、または地域の鉱業許可もしくは採掘権

(特に鉱業のPMAの場合、および

2. 企業の名義の銀行口座(特に新規のPMAの場合)、および

3. 資本財に関する税関承認証、および/または

4. 限定輸入業者登録番号(API-T)、および/または

5. 外国人労働者雇用計画(RPTKA)(特に外国人を雇用するPMAの場合)、および/または

6. 建造物建設許可(IMB)、および/または

7. 迷惑支障法(UUG/HO)に基づく許可、および/または

8. 法務人権省の認証を受けた定款(持株会社の場合)

上記手続行為の他、具体的な活動の実施とは、以下の活動が既に行われていることをいいます。

1. 製造業の場合: SP-PMAに記載された土地面積の25%以上が整地され、主要な事業が実施されていること
2. サービス業および持株会社の場合: SP-PMAに記載された土地面積またはオフィススペースの25%以上が整地または整備され、主要な事業が実施されていること

Q3 PMAを支援する関連機関にはどのようなものがありますか。

A3 投資調整庁(Badan Koordinasi Penanaman Modal - BKPM)の他、以下の機関がPMAを支援する役割を担っています。

1. インドネシア在外公館(大使館、総領事館、領事館): 外国直接投資の認可を行います。
2. 州投資機関 (Instansi Penanaman Modal Propinsi - IMP): 州知事の監督・責任下にある機関で、投資企業のプロジェクト実施を支援します。
3. 州国家土地局 (Badan Pertanahan Nasional - BPN Propinsi): 土地所有権を管轄する国家土地局長の監督・責任下にある機関で、州の土地を管理します。
4. 県/市国家土地局 (BPN Kabupaten/Kota): 州国家土地局長の監督・責任下にある地域レベルで土地を管理する機関で、投資企業による投資プロジェクト用地の取得を支援します。
5. 県/市居住・地域基盤整備局 (Kempaswil)

Kabupaten/Kota): 県知事の監督・責任下にある地域レベルの政府機関で、投資企業の建設事業を支援します。

6. 県事務所長: 投資プロジェクトに対する迷惑支障法に基づく許可(UUG/HO)の発行に関して、投資企業を支援します。

7. 地方環境管理庁 (Badan Pengendalian Dampak Lingkungan Daerah - BAPEDALDA): 各地域における環境アセスメント

(Analisis Mengenai Dampak Lingkungan - AMDAL)やそのモニタリングを担当します。

8. スコフィンド社 (PT Superintending Company of Indonesia - SUCOFINDO):

資本財および原材料マスターリストの審査を担当する国営企業です。

Q4 PMAが資本財を輸入する際に必要となる手続には、どのようなものがありますか?

A4 資本財の輸入を必要とするPMAは、輸入を計画している全資本財のマスターリストを、スコフィンド社を通じてBKPMに提出

する必要があります。

スコフィンド社は、輸入が計画されている物品の関連性、適合性、容量および(製造技術によりもたらされる)環境への影響といった点からマスターリストを査定し、確認します。

スコフィンド社による承認後、申請はBKPMにより認証され、マスターリストに記載された物品に対する輸入税の減免措置を認める税関承認書(Surat Persetujuan + Pabean)が発行されます。

Q5 有限責任会社の設立手続について、概要を教えてください。

A5 投資企業が有限責任会社(Perseroan Terbatas - PT)を設立する場合には、PTに関する1995年法律第1号に従い、以下の4つのステップを実行しなければなりません。

1. 2人以上の出資者が、公正証書化された定款に基づき設立する。
2. インドネシア法務人権大臣から上記公正証書の認証を受けた後、法人資格を取得する。
3. 商工省(Dinas Perindustrian

dan Perdagangan · DPP) に会社設立の登記を行う。

4. 最後に、設立証書を官報の補記 (Tambahan Berita Negara) に掲載して公開する。

原則として、下記の条件が満たされていれば、設立証書に対する法務人権大臣の承認を受けることができます。

1. 会社の設立に反対する重大な意見が存在しないこと
2. 設立される会社が、公序良俗に違反しないこと
3. 定款に、商法に違反する規定が一切含まれていないこと
4. 授權資本の20%以上が発行済みであること
5. 発行済み資本の10%以上が払込み済みであること
6. 残りの株式資本の発行時期が決定済みであること

納税者番号 (Nomor Pokok Wajib Pajak · NPWP) および外国投資企業銀行口座の提出も必要です。

PMAは、法務人権省による承認の発行を受けて有限責任会社となります。法務人権省による承認の取得後30日以内に、設立証書を商工省 (DPP) に提出しなければなりません。

DPPで登記した後、設立証書は官報の補記 (Tambahan Berita Negara) に掲載され、公開されます。通常、こうした公開手続は公証人により行われます。

法務人権省の承認を受けてから設立証書が官報に掲載されるまでの間、発起人は、会社の名義で引き受けた全債務について、個人として責任を負います。

Q6 会社の登記は、義務付けられていますか？

A6 会社の登記義務に関する1982年法律第3号 (1982年2月1日制定) の要求に従い、いずれの会社も、設立証書およびその修正について、会社の住所がある地域の商工省 (DPP) に保管されている会社登記簿に登記することが義務付けられています。

営業許可を必要とせず法人や組合にも該当しない政府機関、または個人事業経営や家族経営の小規模企業については、登記の義務はありません。

会社登記簿に登記することが義務付けられているにもかかわらず、これを怠った経営者は、懲役3カ月および/または3百万ルピア以下の罰金に処せられます。

Q7 駐在員事務所設立手続について、概要を教えてください。

A7 金融分野を除く外国企業の駐在員事務所 (Kantor Perwakilan Perusahaan Asing · KPPA) を設立する場合には、BKPM長官の承認を受ける必要があります。承認の申請には、[Model KPPA] の書式2通を作成し、以下の書類を添付してBKPMに提出します。

1. 親会社による任命書
2. 申請人が第三者である場合、申請書の署名に関する委任状
3. 新規に設立する外国投資企業の場合、納税者番号 (NPWP) の写し
4. 駐在員事務所長として予定されている者の旅券の写し
5. インドネシアに滞在し、その他業務には従事せずに駐在員事務所長専任となる意思を表明した上申書

本稿は、インドネシアにおける投資に関する法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家にご相談下さい。

黒田健二 (くろだ けんじ)



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、デューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルダニ (Julia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学 (LLM) 卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。